

国道121号日光地区防災検討会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は「国道121号日光地区防災検討会」(以下「検討会」という)とする。

(目的)

第2条 検討会は、国道121号の整備について、整備方針及び技術的課題等について検討することを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、座長及び委員をもって構成する。

2 座長は、学識経験者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 路線の必要性、効果の調査。
- (2) 整備方針・整備手法の検討。
- (3) 優先整備区間の検討。
- (4) 概略ルート・構造の検討。
- (5) 技術的課題の整理及びその対応策検討。

(運営)

第5条 検討会は、座長の了解を得て事務局長が招集する。

2 座長は、検討会の会務を総括する。

3 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員、その職務を代理する。

4 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(解散)

第6条 検討会は第2条の目的を達成したときに解散する。

(検討会の公開について)

第7条 検討会は、非公開とする。但し、検討会の資料及び議事概要については、必要に応じて公開する事ができる。

(事務局)

第8条 事務局は、栃木県県土整備部交通政策課内及び国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所内に置くものとする。

2 事務局長は、交通政策課長をもって充てる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会の議を経て定める事ができる。

附則 この要綱は、平成30年 3月14日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年11月 7日から施行する。

別表

所属	職名	氏名
宇都宮大学 地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科	教授	中島 章典
宇都宮大学 地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科	准教授	清木 隆文
土木研究所 道路技術研究グループ トンネルチーム	上席研究員	日下 敦
首都大学東京 都市環境学部 都市基盤環境学科	教授	砂金 伸治
国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所	所長	上原 重賢
栃木県 県土整備部 交通政策課	課長	益子 崇
栃木県 県土整備部 日光土木事務所	参事兼所長	竹中 弘幸

◎

◎ : 座長